



## 配慮意見書

(仮称) 千種駅前計画に係る計画段階環境配慮書についての名古屋市環境影響評価条例第7条の5第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

令和7年12月4日

名古屋市長 広沢一郎

(仮称) 千種駅前計画に係る事業計画の検討及び今後の環境影響評価手続の実施にあたっては、当該事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要です。

### 1 対象事業の内容に関する事項

- (1) 配慮書に記載された複数案から单一案へ事業計画を概ね特定した際には、複数案の検討結果及び单一案へ至った検討経緯について、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に分かりやすく記載すること。
- (2) 新建築物に駐車場を設置するとしているが、駐車場及びその出入口の位置等の計画が示されていない。したがって、その詳細について方法書に記載するとともに、周辺交通及び内水氾濫に配慮した事業計画とすること。
- (3) 地下部分を作る計画となっているが、事業実施想定区域が掘割式のJRや地下鉄等に隣接している場所となっている。したがって、既存の地下構造物に影響を及ぼさないように、事業計画及び工事計画等を検討すること。

### 2 事業実施想定区域及びその周辺地域の概況に関する事項

自然的状況及び社会的状況の把握は、できる限り最新の文献その他の資料の収集、整理及び解析等により必要な情報の整理を行い、その結果を方法書に記載すること。

### 3 環境影響評価の項目の選定

配慮書において抽出しなかった環境要素についても、周辺の土地利用状況等に応じて、環境影響評価の項目として適切に選定すること。なお、選定にあたっては、掘削等の土工による地盤への影響についても十分に考慮すること。

### 4 環境要素に関する事項

#### (1) 大気質

複数案の比較検討に当たっては、建設機械の稼働による大気汚染物質の年

間排出量が最大となる時期に予測及び評価をしているが、長期的に見た場合、複数案間でそれほど差はないと考えられるため、全期間に対して配慮すること。

#### (2) 騒音・振動

ア 工事中の建設機械の稼働による騒音・振動の影響が最大となる時期に予測及び評価が行われているが、環境への影響は工種ごとに異なると想定される。したがって、主な工種ごとに、騒音・振動の影響が最大となる時期に予測及び評価を適切に実施すること。

イ 工事計画を検討する際は、建設機械の稼働による騒音・振動の影響がより低減されるよう、工事全体での影響についても考慮すること。

ウ 工事中及び存在・供用時には、事業実施想定区域周辺における自動車交通量の増加が見込まれる。したがって、道路交通騒音・振動に影響を及ぼすおそれがある場合は、調査、予測及び評価を実施すること。

#### (3) 騒音

事業実施想定区域周辺には中高層住宅等が多数存在しており、工事中の騒音がそれらに影響を及ぼすおそれがある。したがって、周辺の中高層住宅等への影響を考慮して調査、予測及び評価を適切に実施すること。

#### (4) 風害

ビル風が周辺環境に影響を及ぼすと考えられることから、事業実施想定区域周辺の建物等の状況を踏まえて、定量的に予測及び評価を実施すること。

#### (5) 日照阻害

新建築物による日影が生じる範囲には教育施設が存在する。したがって、環境の保全のための措置に記載されている、教育施設との協議を確実に実施すること。

#### (6) 電波障害

放送衛星（B S）及び通信衛星（C S）への影響についても調査、予測及び評価を実施すること。

#### (7) 景観

現況と新建築物の存在時におけるボリュームイメージの変化が分かりにくくなっている。したがって、景観の変化、圧迫感について、適切な調査地点を追加するとともに、調査、予測及び評価の手法について十分検討すること。

## 5 その他

- (1) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。
  
- (2) 今後の環境影響評価図書の作成にあたっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。